



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓した方々へ ~性の多様性を認め合う誰もが住みやすいまち 東かがわ市~



東かがわ市
しあわせづくりキャラクター
ハートラ & トラッピー

東かがわ市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行ったパートナーシップの関係にある2人の一方若しくは双方の子又は父母についても家族関係にあると認めます。本制度は法的効力はありませんが、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示することで、サービスを受けることができる可能性が広がります。サービスのご利用につきましては、サービスの利用先に詳細をお問い合わせください。

また、令和7年10月から「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。連携自治体から転入される方は、『利用の手引き・Q&A』をご確認ください。

行政サービス (生活支援)

市公式アプリ家族登録

小中こども園の欠席連絡・避難情報の共有・高齢者安否確認等ができます。

担当課：財務課 (26-1215)

行政サービス (住まいの支援)

市営住宅の入居

市営住宅の入居申し込みができます。
(宣誓証明書等提示要)



担当課：都市整備課 (26-1304)

行政サービス (子育て)

母子健康手帳交付

妊婦またはパートナーや、家族が代理申請に来た場合、届出書の委任欄への記載に加え、申請者の本人確認と電話等による妊婦本人の意思確認ができれば、代理申請を受け付け、母子健康手帳を交付します。(宣誓証明書等提示要)

担当課：こども家庭課 (26-1229)

行政サービス (移住・定住支援)

新婚等世帯家賃助成金

宣誓証明書等交付日から起算して1年以内のパートナー(交付日現在においてパートナーのいずれかが満40歳以下であること)は新婚等世帯家賃助成金の申し込みができます。(宣誓証明書等提示要)

担当課：都市整備課 (26-1304)

行政以外のサービス (民間企業・店舗)

民間企業・店舗で宣誓証明書又は宣誓証明カードを提示することで、家族同様のサービスを受けることができます。サービスの有無や取り扱いは異なりますので、利用先にお問い合わせください。

例)一部携帯電話会社の家族割引など

行政以外のサービス (医療機関)

行政サービス (子育て)

放課後児童クラブ入会申請

放課後児童クラブの入会には保護者による申請が必要ですが、パートナーも申請ができます。(宣誓証明書等提示要)

担当課：保育教育課 (26-1231)

医療機関において宣誓証明書又は宣誓証明カードを提示することで家族同様に面会等が許可される場合があります。

ただし、法令等に基づき、医療機関ごとに可能な範囲が異なりますので、利用する前に必ずご確認ください。

行政サービス (市営墓地)

市営墓地の新規申請等

申請者と死亡者との続柄(祭祀を主催すべき者)確認をすることができます。 担当課：環境衛生課 (26-1226)

